

国保・高齢者医療だより

保険証が新しくなります

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。（7月中旬に郵送します。）

8月から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、新しい保険証を提示してください。

保険証と高齢受給者証を一体化しています

70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた一体型の保険証を交付しています。医療機関等を受診されるときは、一体型の保険証のみを提示することにより、各負担割合で受診することができます。

限度額適用・減額認定申請を忘れずに

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つ

も、これから利用する予定の人も8月中旬に認定証が更

新されますので、新たに申請が必要となります。

特に、現在入院中の人が

いる世帯は、8月末日まで

に更新の手続きをお願いします。

○問合せ

町民課国保年金係

☎ ②2113

非自発的失業者の 国民健康保険税を軽減

の医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事代が減額される認定証を交付しています。

認定証を提示することで、入院等の際の自己負担額が、平成27年度の所得状況に応じた限度額までとなります。なお、認定証の交付は、国民健康保険税等に未納がないことが要件となります。

65歳未満の方で、倒産・解雇などにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者）、または雇い止めなどにより離職した方（雇用保険の特定理由離職者）で、失業給付を受ける方

賦課限度額が 引き上げられます

住民税非課税世帯が対象となります。

すでに利用されている人／100として保険税を算定します。

○対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

○手続方法

雇用保険受給資格者証、世帯主の印鑑を、町民課税務係まで持参して下さい。

国民健康保険税の軽減 が拡大されます

低所得世帯の均等割額、平等割額の軽減基準額を拡大します。

国民健康保険税のうち均等割額、平等割額については、所得に応じて、7割・5割・2割軽減する措置を講じています。

このうち、2割軽減と5割軽減の対象となる方の所得基準額が引き上げられるようになりました。

賦課限度額（年間で納めていたらく最高額）が定められています。

この賦課限度額が、国法改正に合わせて、「医療保険分」と「後期高齢者支援分」についてそれぞれ

1万円ずつ、「介護保険分」は2万円引き上げられるこ

とになりました。

○国民健康保険税の税率・賦課限度額（平成27年度）

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割額	5.8%	2.2%	1.8%
資産割額	25.0%	—	—
平等割額	25,000円	—	—
均等割額	15,000円	10,000円	10,000円
賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

○問合せ 町民課税務係

☎ ②2112